

秋田城跡第七五次調査出土漆紙文書

国立歴史民俗博物館教授

平川 南

第二六号文書

一、釈文

A (正位文字)

太麻呂

年□

□女

B (左文字)

a 断片
四年

黒 [胡]
□禄二具

大領公子諸

少領上毛野朝臣虫麻呂

五年 [上]
□料

弓四張 矢四具

十二月 □ □ 日 国司

守多治比 □ 真
史生飛鳥戸

大領公子諸 □ [鳥カ]

領上毛野

b 断片
卷 □ □
□ □

二、形状

現状では、わずかな正位文字と左文字の部分的筆画が確認できる程度の状態であった。この状態は、一紙の表裏に文書が記載されていることを意味しているが、紙は風化され、きわめて脆弱となっており、オモテ面に正位文字がわずかな数文字を確認できるにすぎない。ただ、裏面は漆の付着が厚いため、漆紙そのものは良好な状態を維持している。

今回の解説作業では、右のような資料状態を十分に配慮して、以下のような手順で解説を進めた。

まず現状を写真撮影した。次に数文字の正位文字が遺存する部分を除いて、脆弱な薄皮状態の部分を剥がし取ると、左文字の墨痕が鮮やかに確認できた。これは、漆が浸透した紙の一層が裏文書の墨痕を左文字としてとどめているものと想定できる。

三、内容

A (正位文字) 文書

文字の大きさは、約五ミリほどであり、籍帳類に特有の小さな文字といえる。墨痕はわずかに五文字しか確認できないので、詳細は不明であるが、歴名と割書された年齢と年齢区分、小さな文字などの特徴からは、籍帳類に属する文書とみることができよう。

さらに、本文書は上半部に (人名) + 年齢・年齢区分、下半部にも「太麻呂」という人名記載が認められる。

こうした籍帳類の記載様式としては、一つには通常の一段書きで、「太麻呂」は註記部分の可能性もありうるが、おそらくは、その記載

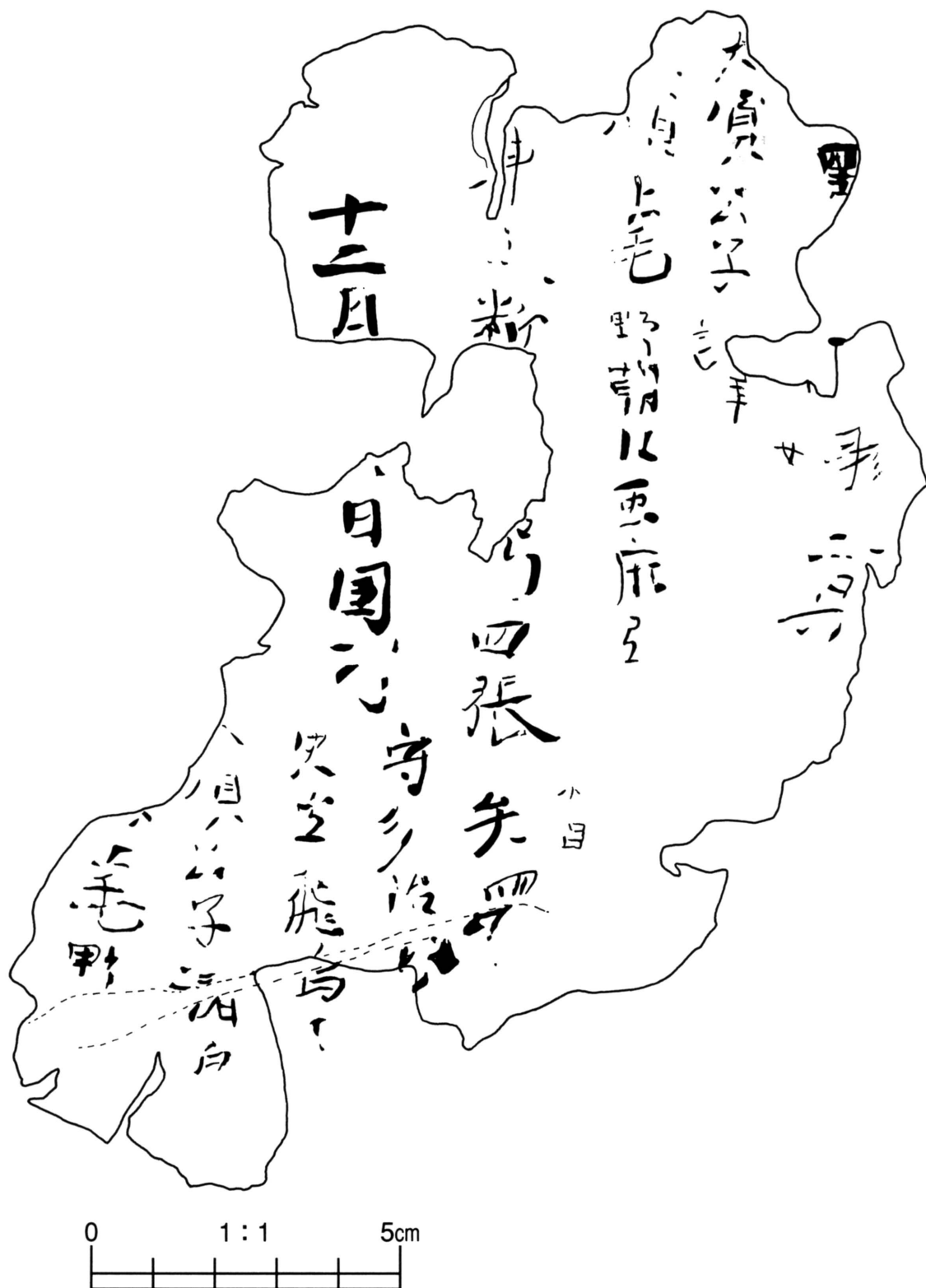


図1 26号文書 実測図
(左文字を反転させた図)

様式は、上・下二段に記載した歴名簿とみることでできるのではない。その大きな理由は、秋田城出土の漆紙文書にすでに同様の書式をもつものが二例確認できる点である。それらは一昨年（一九九八年）第七二次調査で出土した第一六号文書（死亡帳）（拙稿「秋田城跡第七二次調査出土漆紙文書について」『秋田城跡—平成十年度秋田城跡発掘調査概報』秋田城跡調査事務所、一九九九年）および一九八二年第三次調査で出土した第二号文書（出挙帳様文書）（拙稿「秋田城跡第二号・第三号出土漆紙文書について」『秋田城出土文字資料集—秋田城跡発掘調査事務所研究紀要Ⅰ』秋田城跡調査事務所、一九八四年）の二点である。

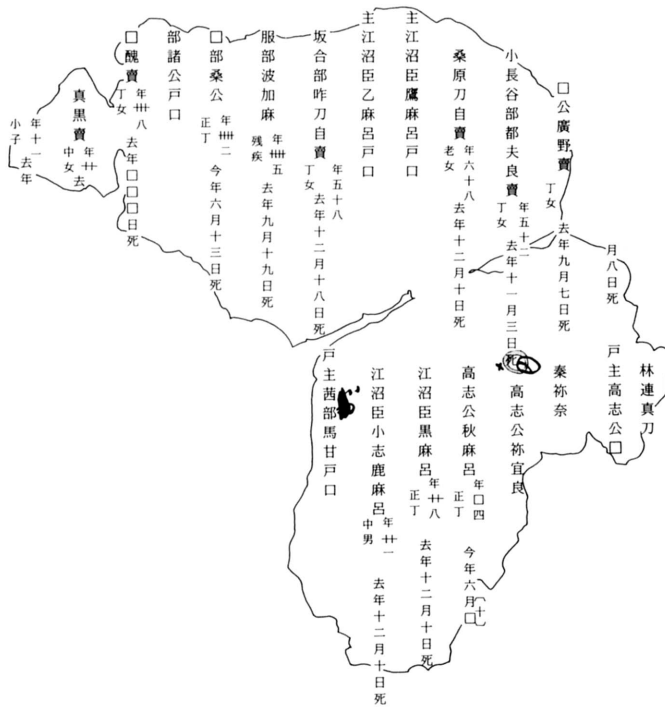


図2 第16号文書 積文

この上・下二段の記載様式は、正倉院文書として遺る京進文書には大宝二（七〇二）年の御野国戸籍の三段の記載をのぞくと、例がない。京進する正式なものでなく、秋田城に留め置かれたものと考えられ、一紙により多くの歴名記載が可能な二段の様式が使用されたと見ることができであろう。

B（左文字）文書

文字の大きさは、約一センチほどであり、界線はみえない。

記載内容は、武器・武具と某郡の大領・少領名を連記し、文末に十二月□□□□日の日付のあとには、国司の守・史生および某郡の大領・少領が連記されている帳簿と考えられる。

律令体制下においては、国郡の器仗（武器）は、年毎に帳を録して、朝集使に附けて兵部に申すことと規定されている（軍防令42・従軍甲仗条）。正倉院文書の中の天平六年（七三四）「出雲国計会帳」には、朝集使進上の公文として、官器仗帳・百姓器仗帳各一卷がみえる（『大日本古文書』一卷五九八頁）。

十月

一廿一日進上公文壹拾玖卷貳紙 考文三卷 考状一卷 選文一卷 寢覚帳一卷
 生帳一卷 鋪設帳一卷 素淡帳一卷 僧尼帳一卷 寺財物帳一卷 齊會帳一卷 放
 四季帳四卷 擬郡司帳一卷 渡任郡司状二紙 鶏帳壹卷
 一同日進上公文貳拾陸卷肆紙 考文一卷 孝状一卷 兵士
 鋒守帳一卷 道守帳一卷 驛馬帳一卷 驛家鋪設帳一卷 傳馬帳一卷 種馬
 帳一卷 繫飼馬帳一卷 伯姓牛馬帳一卷 兵馬帳一卷 官器仗帳十卷 伯姓
 器仗帳一卷 公忍船 津守帳

一方、『政事要略』(一〇〇八)一〇年ごろ成立) 卷五十七に載せる「朝集公文」の中に「国器仗帳」および「郡司器仗帳」がみえる。

政事要略 卷第五十七 交替雜事 十七

雜公文事上

天帳 八月廿日以前申上送於官。

陸奥 出羽 九月廿日

志摩 佐渡

大宰 五月廿日

畿内 十月一日

七道 十一月一日

私案朝集公文

神社帳 称宜祝帳 已上

國分二寺資財帳 讀經帳 已上

僧尼帳 玄著

殖木帳 主計

應計會帳 麥

島帳 放生帳

池澤帳 官舍帳

諸郡鋪設帳

國器仗帳

公私船帳

郡司器仗帳

驛馬帳

驛家帳

百姓牛馬帳 已上

出雲国計会帳にみえる「官器仗帳」は「国器仗帳」、「百姓器仗帳」

は「郡司器仗帳」にそれぞれ該当するのであろう。これらの帳簿は軍防令の規定に基づいて国郡に存する器仗を報告するものであろう。

『延喜式』(兵部省)によれば、「諸国器仗」として、各国の毎年造る武器の種類と数量があげられている。出羽国はみえないが、陸奥国の場合、次のとおりである。

陸奥国 甲六領。横刀廿口。弓六十張。

征箭六十具。胡錄六十具。

※征箭は戦場で用いる矢のこと

※胡錄は矢を入れて背に負う道具。

これら諸国で毎年製作される武器は、兵部省に報告され、その様仗(ためしへ見本)が種類別に一つ貢進されることと定められていた。

なお、b断片に「卷」という数量単位がみえる。武器・武具類のうち、数量単位「卷」は、次の資料を参考とすれば、「鞆」と推定できるであろう。

多賀城跡出土漆紙文書(武具貢進文書)

使三枝部山道所進

胡録四百枚

鞆一百卷

者而無解文

四日

※鞆は弓を射るとき弦が左手頸を打つその衝撃を防ぐ革製品。

この帳簿は、出羽国内の各郡から「(某)年上料」として数年間分(「四年」「五年上料」など)貢進された武器・武具に関するもので、各郡別に武器・武具と責任者としての郡領(大領・少領)名、さらに文末には月日の記載のあとに、武器の管理責任者として、国司の守・史生および某郡の大領・少領が連記されているものとみてよいであろう。

このような帳簿に類似する現存文書としては、「越中国官倉納穀交替記」(『平安遺文』二〇四、石山寺藏)があげられよう。

「越中国官倉納穀交替記」は延喜十年(九一〇)を最近の過去とする交替の時、前後司の対検による正倉収納穀、特に不動穀の算勘が行われた際に規定によって作成された公文である。

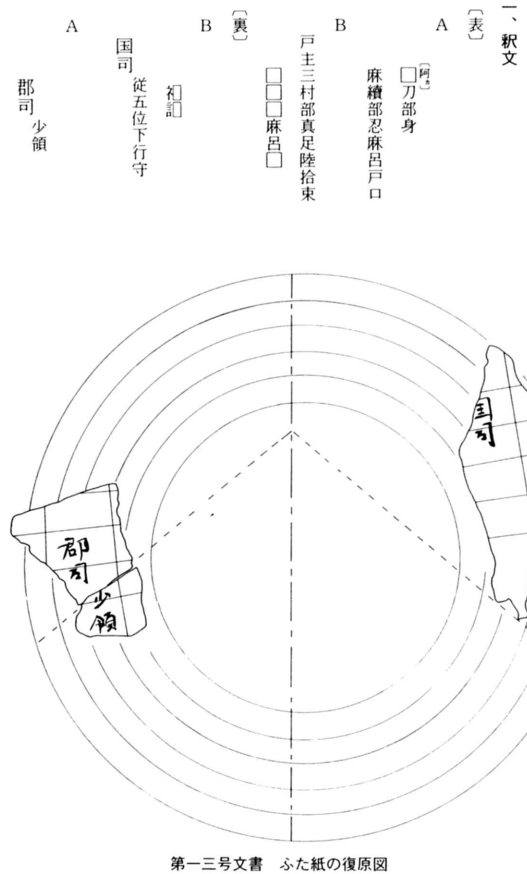
「越中国官倉納穀交替記」と同様に、国郡司の官位姓名がくり返し記されたと思定される帳簿は、小さな断片ながら実は、秋田城跡第一

三号漆紙文書〔裏—二次文書〕の特徴でもある。

意斐村
東後第一板倉 西長二丈六尺四寸八分 廣一丈八尺
七寸五分 高一丈二尺八寸
收納穀陸佰貳斗貳升 陸年支替欠乏
本一聞 延喜十年十月十五日 諸師大初位下保智春公廣龍
宗從五位下清原真人正泰
國司 介從五位上上毛野朝日守家 攝津從五位上伴紫朝日茂行
郡司 從五位上村水白富行
從五位上利波白保敷
東後外第三板倉 長四丈八尺四寸九分 廣二丈
七尺八寸五分 高一丈六尺二寸 陸年支替欠乏
廣五尺六寸五分
庫敷頼朝伯家拾束 稍高 五寸
收納穀陸伍佰貳斗貳升 陸年支替欠乏
貞觀五年四月廿日 博士大初位上御祐宿祢有行
轉從五位下下柳朝日家藏
國司 介從五位下下柳朝日家藏
郡司 轉從五位下下柳朝日家藏
延喜九年支替實録日漫損欠五斛 攝津延喜十年親佐
東第一板倉 長一丈九尺三寸三分 南北廣二丈
六尺三寸五分 上 廣三尺
六寸三分 南北廣一丈七寸九分 廣三尺

越中国官倉納穀交替記模式図

第一三号文書



ところで、漆紙文書の出土した土壙（SK一六一）は、土器の年代から九世紀後半のものと推定されている。

そこで本文書の「国司」の「守多治比真×」という人物は、文献史料にみえる九世紀代の出羽国守名から特定することは可能であろう。まず、九世紀代の出羽国守を含む出羽国司表を示すと、次のとおりである。

九世紀の出羽国司表

西暦	年号	位階	守	出羽国司	位階	豫・目
七九七	一六	從五下	1百済王聰哲			
七九八	一七					
七九九	一八					
八〇〇	一九	從五下	間1三諸綿麻呂 (文筆)			
八〇一	二〇	從五下	間1三諸綿麻呂 (文筆)			
八〇二	二一					
八〇三	二二					
八〇四	二三	從五下	1佐伯社屋			
八〇五	二四					
八〇六	二五					
八〇七	二六					
八〇八	二七					
八〇九	二八					
八一〇	二九	從五下	3大伴今人(見)			
八一一	三〇	從五上	11百済王教俊			
八一二	三一					
八一三	三二					
八一四	三三					
八一五	三四					
八一六	三五					
八一七	三六					
八一八	三七					
八一九	三八					
八二〇	三九					
八二一	四〇					
八二二	四一					
八二三	四二					
八二四	四三					
八二五	四四					
八二六	四五					
八二七	四六					
八二八	四七					
八二九	四八					

八三〇	八三一	八三二	八三三	八三四	八三五	八三六	八三七	八三八	八三九	八四〇	八四一	八四二	八四三	八四四	八四五	八四六	八四七	八四八	八四九	八五〇	八五一	八五二	八五三	八五四	八五五	八五六	八五七	八五八	八五九	八六〇	八六一	八六二	八六三
七	八	九	一〇	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇
從五上										從五上	從五下	從五下	從五下	從五下	從五下	從五下	從五下	從五下	從五下	從五下	從五下	從五下	從五下	從五下	從五下	從五下	從五下	從五下	從五下	從五下	從五下	從五下	從五下
間12小野宗成(見)										1藤原宮房	3和氣真首	6小野千株	8文室有真																				
正六上																																	
1藤原行則(見)																																	

西暦	年号	位階	守	位階	羽国司	位階	操・目
八六四	六	從五下	1 安倍比高	從五下	1 安倍比高 (權介)		
八六五	七						
八六六	八						
八六七	九						
八六八	一〇	從五下	1 多治高棟				
八六九	一一						
八七〇	一二						
八七一	一三						
八七二	一四						
八七三	一五	從五下		從五下	1 藤原敏行(見)		
八七四	一六						
八七五	一七						
八七六	一八						
八七七	一九	從五下	11 藤原興世(見)	從五下	1 藤原豐範(見)		
八七八	二〇	從五下	5 藤原保則 (權守)	從五下	良兼近(見)		
八七九	二一						
八八〇	二二						
八八一	二三						
八八二	二四						
八八三	二五						
八八四	二六						
八八五	二七						
八八六	二八	從五下	1 坂上茂樹				
八八七	二九						
八八八	三〇						
八八九	三一						
八九〇	三二						
八九一	三三						
八九二	三四						
八九三	三五						
八九四	三六						

八九五
八九六
八九七
八九八
八九九
昌泰
二 一 九 八 七

從五上
4 源悦

能代市史 資料編 古代・中世一
平成十年三月三十日発行
編集 能代市史編さん委員会

次に九世紀後半に限定して、出羽国守に関する史料を参考までに掲
げておきたい。

九世紀後半の出羽守関係史料

855 『日本文德天皇実録』 齋衡二年
○六月廿一日

從五位下藤原朝臣弘道爲出羽守。

860 『日本三代実録』 貞觀二年
○正月十六日

散位從五位下橘朝臣信蔭爲出羽守。

864 『日本三代実録』 貞觀六年
○正月十六日

是日。以正三位行中納言兼陸奥出羽按察使平朝臣高棟。(中略)並爲大納言。(中略)鎮守將軍從五位下兼上野權介小野朝臣春枝爲權介。鎮守將軍如故。從五位下行武藏介安倍朝臣比高爲出羽權介。

865 『日本三代実録』 貞觀七年
○正月廿七日

散位從五位下伴宿祢春宗爲陸奥介。從五位下行出羽權介安倍朝臣比高爲守。從五位下行陸奥介文室朝臣甘樂麻呂爲鎮守將軍。

868 『日本三代実録』 貞觀十年
○正月十六日

大藏少輔從五位下多治真人高棟爲出羽守。從五位下御春朝臣岑能爲鎮守將軍。

875 『類聚三代格』 一八 貞觀一七年
○五月十五日
太政官符

應定給狄徒二年新祿狹布一万端上事

右得出羽國解二稱。檢案內。從貞觀六年以降。正稅帳所立用過給狄祿。狹布二万五千六百九端。具錄載不与前守安倍朝臣比高解由狀。進官已畢。厥後國吏等依例給遷行祿。而歸來狄徒每年數千。過給之數及三万三千六百端。今以有定之祿。給無限之徒。人衆物寡。溪豁難填。夫夷狄爲性。無違教喻。當對恩賞。纔和野心。望請。准先例。被定年新一万三千六十端。然則所司不勞勸出。國吏無煩遷替。謹請官裁者。右大臣宣奉勅。宜以二万端定爲年新。若調狹布不足。以正稅買宛。但過行以國司公廩填納。立爲恒例。貞觀十七年五月十五日

〔参考〕

861 『日本三代実録』 貞觀三年
○二月二日

沒陸奥國司守從五位上坂大宿祢當道。介從五位下伴宿祢春宗。及豫已下記事以上公廩。以前守從五位上文室朝臣有眞解由不與過程限也。前守有眞。記事葛木種主等。科公事稽留罪。以程限之內不交付官物也。

877 『日本三代実録』 元慶元年

(貞觀一九年四月十六日改元)
○十一月廿一日

會百官而廣譙。賜祿各有差。(中略)從五位上行出羽守藤原朝臣興世正五位下。(後略)

貞観十年正月に出羽守に任ぜられた多治(比)真人高棟は、少なくとも、貞観十七年五月当時においても、出羽守に在任していたことは、『類聚三代格』卷十八貞観十七年五月十五日官符にみえる「前守安倍朝臣比高」の不与解由状の一件で明らかである。すなわち出羽国の解文によれば、貞観六年以降狄祿が超過して支給されたことを前守安倍朝臣比高は不与解由状(公務が完了せず事務引継ぎができないときの書類)に記し、官に提出していたという。貞観十七年五月当時、狄祿の年料額を太政官に上申した出羽国守は、多治比真人高棟であったとみて間違いないであろう。そして、『日本三代実録』元慶元年十一月廿一日条によれば、その時の出羽守は藤原朝臣興世である。

結局のところ、多治比真人高棟は、貞観十年(八六八)正月に出羽守に着任し、貞観十七年(八七五)五月十五日以降元慶元年(八七七)十一月廿一日までの間のある時点で藤原朝臣興世と出羽守を交代したと考えられる。上記の史料を参照するならば、本漆紙文書中に見える「×五年上料」は、「貞観十五年上料」と判断できる。そして、a断片の「四年」も同様に「貞観十四年上料」の一部とみなせよう。本文書の年紀も、「貞観十五年上料」の次行に「十二月□□日」としている点から考えると、貞観十五年十二月□□日付とみてよい。

国司の「史生飛鳥戸」は、特定する史料がない。ただ、陸奥国に關係する「飛鳥戸」というウジ名は、次のような例があげられる。すなわち、延暦八年(七八九)の征夷軍と阿弓流為率いる蝦夷軍との壮烈な戦闘で征夷軍側は大敗し、多くの戦死者を出したが、そのなかに陸奥国関係者とともに「安宿戸」(＝飛鳥戸)というウジ名の人物が含まれている。

別将丈部善理(陸奥国磐城郡人)

進士高田道成

会津壮麻呂(陸奥国会津郡の人)

安宿戸吉足

大伴五百繼

〔『続日本紀』延暦八年六月甲戌条〕

某郡「大領公子」に關係する出羽国の史料としては、時期的に降るが、いわゆる後三年の役(一〇八三～八七)に登場する雄勝郡の擬少領外正六位下吉弥候、武信、大領外從五位下吉弥候、武宗、少領從六位下吉弥候、秀武の例があげられよう。

A・B両文書の本来の表裏關係は、A文書が五文字程度しか確認できないだけに、にわかには決めがたい。ただ、B文書では、人名のうち、「ウジ名+名」の記載が、「上毛野朝臣虫麻呂」の一例のみであるが、自署ではなく、一筆で記されている。

B文書に類似した「收納物品+收納責任者」を繰り返して、連記する帳簿として、例えば、正倉院文書中の「錢納帳」(神護景雲四年へ七七〇)があげられる(国立歴史民俗博物館『正倉院文書拾遺』便利堂 一九九二年)。

七月

三請新錢壹拾貳貫文

右雜用料自政所請

葉上馬卷

味國義成

火鎮大法師寶忠

別當大法師國智

法師康榮

廿九日納新錢叁貫

右雜用料自政所請

葉上馬卷

味國義成

火鎮大法師寶忠

別當大法師

法師奉榮

八月

十日納新錢拾壹貫叁佰拾捌文

右經師等布施料

〔往来軸〕	
〔表〕	錢納帳
〔裏〕	神護景雲四年
錢納帳	
六月	
神護景雲四年	
〇十三日請錢壹拾貫文右雜用料自政所請	
少鎮大法師『実 忠』	案主上『馬養』 味酒『広成』
別当大法師	
法師『奉 栄』	
七月	
〇三日請新錢壹拾貫文右雜用料自政所請	
少鎮大法師『実 忠』	案主上『馬養』 味酒『広成』
別当大法師『円智』	
法師『奉 栄』	
〇廿九日納新錢參貫右雜用料自政所所請	
少鎮大法師『実 忠』	案主上『馬養』 味酒『広成』
別当大法師	
法師『奉 栄』	
八月	
〇十一日納新錢拾壹貫參佰拾捌文右雜用料自政所所請	
少鎮大法師『実 忠』	案主上『馬養』 味酒『広成』
別当大法師	
法師『奉 栄』	
〇廿四日納錢壹貫陸伯貳文 ^新 右雜用料自政所所請	
少鎮大法師『実 忠』	案主上『馬養』 味酒『広成』
別当大法師	
法師『奉 栄』	
少鎮大法師『実 忠』	
別当大法師	
法師『奉 栄』	

この「錢納帳」の場合、収納責任者の名の部分は原則として自署している。

その点では、B文書は、一筆で「ウジ名十名」を記載しており、正式な帳簿とはいえない。

もう一点は、B文書は、国司、郡司のすべてが、位階、勲位等を省略している。このことは先に挙げた「越中国官倉納穀帳」および秋田城跡第一三号漆紙文書の裏文書とともに位階を明記しているのとは相違する。とくに秋田城跡第一三号文書は二次文書にもかかわらず位階の記載がある。この点では、B文書は、正式な公文ではなく、秋田城に留めおかれる帳簿と考えられる。すなわち、数年間にわたって郡別に秋田城へ貢進した武器と出納責任者として郡司の名を列記し、各郡末には月日と国司および郡司を記し、責任の所在を明らかにしたものと扱えられる。その点において、本帳簿は、兵部省に毎年提出される「国器仗帳（官器仗帳）」の案文というよりは、その「国器仗帳」をも含めた秋田城に備えおかれた数年にわたる器仗関係の帳簿といえよう。

以上の点を考え併せると、現段階では、B文書は一応「秋田城器仗帳様文書」という文書とみておきたい。貞観年間当時の出羽国府は出羽郡に所在したとすれば、秋田城管下の器仗帳も最終的には国府へ送付され、「出羽国器仗帳」としてまとめられたと推測できるであろう。

最後に試みに本文書を復原して示しておきたい。

〔復原〕

〇〇郡

.....

貞観十四年上料

大領

少領

貞観十五年上料

十二月〔 〕日 国司

郡司

〇〇郡

.....

貞観十四年上料 黒漆胡禄二具 鞆〇卷

大領公子諸鳥

少領上毛野朝臣虫麻呂

貞観十五年上料

弓四張

矢四具

十二月〔 〕日 国司

守多治比真人高棟
史生飛鳥戸〇〇

大領公子諸鳥
郡司

少領上毛野朝臣虫麻呂

末筆ながら、資料整理および解説にあたりご助力をいただいた日本
学術振興会特別研究員三上喜孝氏に対して深く感謝の意を表したい。



第26号文書裏焼き写真（赤外線テレビカメラ）